

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

5佐水施 第32号
令和5年5月16日

佐世保市長 宮島 大典 殿



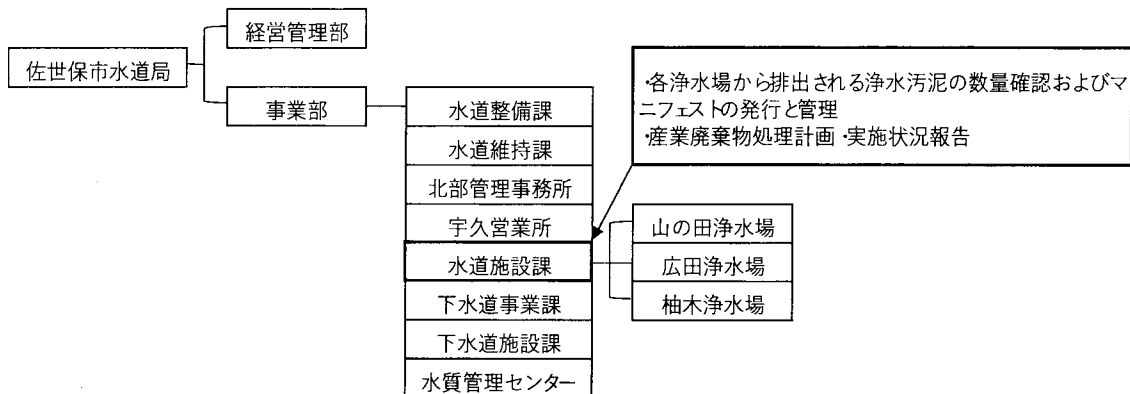
提出者
住所 佐世保市八幡町4番8号
氏名 佐世保市水道事業及び下水道事業
管理者 中島 勝利
(公印省略)
電話番号 24-1151 (内線3574)
担当: 水道施設課 古賀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	①広田浄水場 ②柚木浄水場
事業場の所在地	①佐世保市広田町1100番地 ②佐世保市柚木町215番地
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	36水道業 (3611 上水道業)
② 事業の規模	【配水量】 ①広田浄水場 8,379,413m ³ /年 (令和4年度実績) 【 " 】 ②柚木浄水場 1,648,240m ³ /年 (")
③ 従業員数	① 広田浄水場 14名 (令和5年4月1日現在) ② 柚木浄水場 11名 (")
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	①機械脱水汚泥 → 収集・運搬 → 中間処理 (破碎) → 有価物 (園芸用土の原料) として有効利用 ②汚泥 (泥水) → 収集・運搬 → 旧山の田浄水場内 天日乾燥床 → 天日乾燥汚泥 → 収集・運搬 → 中間処理 (焼成) → 有価物 (セメント材) として有効利用

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②汚泥
	排出量	852 t	1,660 t
	(これまでに実施した取組) ①②浄水処理過程で使用する薬品類の注入量について、原水の水質に応じて調整を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②汚泥
	排出量	924 t	1,753 t
	(今後実施する予定の取組) ①②浄水処理過程で使用する薬品類の注入量について、原水の水質に応じた調整を継続する。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	① 汚泥	② 汚泥
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	1,589 t
(これまでに実施した取組) 廃棄物の収集・運搬・処理作業に影響のない範囲で、可能な限り天日乾燥による処分量の減量化に努める。			
③ 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	① 汚泥	② 汚泥
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	1,635 t
(今後実施する予定の取組) 天日乾燥床の敷き砂補充により、処理能力の向上を図る。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②汚泥
	全処理委託量	852 t	71 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	852 t	71 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	①外部委託業者（産業廃棄物処分業許可者）の中間処理施設において、破碎による粒度調整後、有価物（園芸用土）として有効利用している。		
	②旧山の田浄水場内での天日乾燥による減量後、外部委託業者（産業廃棄物処分業許可者）の中間処理施設において焼成処理後、有価物（セメント材）として有効利用している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②汚泥
	全処理委託量	924 t	118 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	924 t	118 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>①外部委託業者（産業廃棄物処分業許可者）の中間処理施設において、破碎による粒度調整後、有価物（園芸用土）としての有効利用の継続。</p> <p>②旧山の田浄水場内での天日乾燥による減量後、外部委託業者（産業廃棄物処分業許可者）の中間処理施設において焼成処理後、有価物（セメント材）としての有効利用の継続。</p>		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。